

親族間犯罪に係る犯罪被害者等給付金の支給に関する関係条文等

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）（抄）

第6条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）（抄）

第2条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第4条第1号の第一順位遺族（第一順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第10条までにおいて単に「第一順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき(第3号に規定する親族関係にあつては、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者とは同居していた場合に限る。)は、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- 二 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- 三 兄弟姉妹

第3条 前条に規定するもののほか、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しないものとする。

第7条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたときは、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないものとする。犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に第2条各号に掲げる親族関係又は第3条に規定する親族関係以外の親族関係があつたときも、同様とする。

第10条 第2条から第7条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でないとき認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給するものとする。

- 一 第2条、第4条又は第5条に定める事由がある場合 法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額
- 二 第3条又は第6条第1号に定める事由がある場合 法第9条の規定による額に3分の2を

乗じて得た額

- 三 第6条第2号又は第7条に定める事由がある場合 法第9条の規定による額
 - 2 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給するものとする。
 - 一 第2条各号のいずれかに定める事由がある場合において、犯罪行為が、次のアからウまでに掲げるいずれかの行為（次項第1号において「児童虐待等」という。）に該当すると認められるとき（第4条又は第5条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第6条第1号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による児童虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）
 - イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号（第1号ホに係る部分に限る。））に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による高齢者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）
 - ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による障害者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）
 - 二 第2条第1号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が発せられているとき（第4条又は第5条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第6条第1号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合
 - 三 第5条第2号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第2条、第4条又は第5条第1号若しくは第3号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第3条又は第6条第1号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定にかかわらず、法第9条の規定による額を支給するものとする。
 - 一 第1項第2号の規定に該当する場合（第3条に定める事由がある場合に限る。）において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき（第6条第1号に定める事由（こ

れに準ずるものを含む。)がある場合及び第6条第2号又は第7条前段に定める事由(これらに準ずるものを含む。)があり、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。)又はこれに準ずる事情がある場合

二 前項の規定に該当する場合において、第6条第2号又は第7条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるとき。

○犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について(平成28年3月1日付け警察庁丙給厚発第9号)(抄)

第4 給付金を支給しないことができる場合

8 規則第10条関係

(1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第2条及び第3条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻又は縁組が事実上解消しており、両者が全く他人と同様の関係にあると認められる事情があるとき、又は、規則第2条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る。)を受けていた場合であって、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者との間の婚姻を解消しようとしていたなど犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻が事実上破綻していたと認められる事情があるとき。

イ (略)

ウ 規則第7条前段の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわらず、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

(2) 第2項について

ア 第1号について

(ア) 「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。

- ・ 「犯罪行為が、次のアからウまでに掲げるいずれかの行為(次項第一号において「児童虐待等」という。)に該当すると認められるとき」に関し、18歳の子が、幼少期から継続して、父から強姦等の性的虐待を受けていたこと(当該被害者は児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条の「児童」に該当する者とはいえないが、「準ずる事情」を認めて本号を適用)
- ・ (略)

(イ) アからウまでの「当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による(中略)虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合」に該当するか否かについては、当該加害者による虐待の態様、程度等を総合的に検討して判断することになる。

(ウ) 本号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又

は第一順位遺族と加害者との間に良好な関係が回復しているなどの場合には、本項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

イ 第2号について

(ア) 本号に該当する事情があれば、例えば下記のように規則第2条第1号に定める事由に加え、同条第2号若しくは第3号又は第3条に定める事由がある場合であっても、本号の規定の適用がある。

- ・ 夫が妻を殺害し、その実子が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第1号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第2号に該当）
- ・ 夫が実子を殺害し、妻が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第2号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第1号に該当）

(イ) 「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。

- ・ 「規則第2条第1号に定める事由がある場合」及び「当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより」に関し、加害者が妻子を殺害した事案において、妻の申立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による命令が発せられていたこと（子を犯罪被害者とする申請事案においては規則第2条第1号に定める事由がなく、また、命令の申立ては「犯罪被害者又は第一順位遺族」によるものとはいえないが、「準ずる事情」を認めて本号を適用）
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による命令が発せられていること」に関し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該加害者に対して禁止命令等を発していたことなど、加害者と犯罪被害者又は第一順位遺族との関係において、公的機関が、犯罪被害者又は第一順位遺族を保護するため、加害者等に対し一定の命令を発していたこと
- ・ 「（第4条又は第5条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合（中略）を除く。）」に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても次号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合に含まれないこと

(ウ) 本号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な夫婦関係が回復しているなどの場合には、本項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

ウ （略）

(3) 第3項について

ア 第1号について

(ア) 「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、「犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき」に関し、18歳の姪が、幼少期から継続して、姪と共に生活して世話をしていた叔父から強姦等の性的虐待を受けていたこと（当該被害者は児童虐待の防止等に関する法律第2条の「児童」に該当する者とはいえないが、「準ずる事情」を認めて本号を適用）などの事情がある場合をいう。

(イ) 本号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な関係が回復しているなどの場合には、本項の

「第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）」に当たらない。

イ 第2号について

(ア) 「その他の当該犯罪に係る事情」とは、

- ・ 規則第6条第2号又は第7条に定める事由があるものの、これらの事由により法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があること・規則第6条第2号又は第7条に定める事由に準ずる事由がないこと等の本項に例示する事情（規則第6条第2号又は第7条に定める事由がないこと）に準ずる事情のほか、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の関係、被害に遭った状況、経緯等を含むものである。

(イ) 「特に必要と認められるとき」とは、(ア)の「その他の当該犯罪に係る事情」を「勘案して」、本項を適用する必要性が特に高いと認められるときを指し、本項に例示する事情やこれに準ずる事情が認められる場合に、直ちに、本項が適用されるものではないことを意味するものである。